

## \*\*東京都電気機械器具製造業最低工賃改正のお知らせ\*\*

令和7年8月2日から、東京都内において電気機械器具製造業務に従事する家内労働者に適用される最低工賃が改正されました。工賃は、品目・工程・規格の区分に応じ、下の表の金額以上でなければなりません。

| 品 目                    | 工 程   | 規 格                                 | 金 額   |                 |
|------------------------|---|-------------------------------------|---|-----------------|
| 電気部品（プリント基板に用いるものに限る。） | 整形のうち、足の曲げ  | 2本のリード線について行うもの                     | 1個につき<br>1円42銭                                |                 |
| プリント基板                 | 部品の差し   |                                     | 1個につき<br>1円47銭                                |                 |
|                        | 部品の差し、折り曲げ及び切り  |                                     | 1個につき<br>2円83銭                                |                 |
|                        | 部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ   |                                     | 1個につき<br>6円79銭                                |                 |
|                        | I Cの差し  |                                     | 足の本数が28本以下のもの                                 | 1個につき<br>2円88銭  |
|                        |   |                                     | 足の本数が30本以上のもの                                 | 1個につき<br>3円67銭  |
|                        | マスキング（後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。）  |                                     | テープの幅6ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下について行うもの | 1か所につき<br>1円02銭 |
| コネクタ                   | 差し（リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。）  |                                     | 1端子につき<br>91銭                                 |                 |
| シールド線                  | 端末加工（表面の絶縁被覆部分が剥ぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、芯線の絶縁被覆を剥ぎ取った後、当該アース線及び芯線の端末をはんだ付けすることをいう。） | 1芯で、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの | 1か所につき<br>5円46銭                               |                 |
|                        | チューブ挿入（端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。）             | 15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの        | 1本につき<br>3円11銭                                |                 |
| スライドスイッチ               | 端子差し  | 単独又は2以上連結した端子                       | 1差しにつき<br>1円19銭                               |                 |

